

第二次国際連合海洋法会議は、
海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」という。）を採択し、
決議Iにより国際海底機構及び国際海洋法裁判所のための準備
委員会（以下「委員会」という。）を設立するとともに、委員会に対し、

採 択 一九八二年四月三〇日（第三次国際連合海洋法会
議）

34 深海底資源先行投資に関する海洋 法会議決議II

（多金属性の団塊に関する先行活動に対する予備
投資に関する決議II）

(iii) 王国並びにアメリカ合衆国。
ただし、証明国が条約に署名すること及び関係主体が千
九百八十三年一月一日までにこの(a)(i)に規定するそれぞれ
の目的のための額を支出していることを条件とする。
条約に署名する開発途上国、その国営企業、これらの国
の国籍を有する自然人若しくは法人、これらの国若しくは

国際海底機構がその任務を開始することができるようにするために必要な規則及び手続の草案を作成すること並びにエンタープライズの効果的な活動の早期の開始のための勧告を作成することを指示した後、
条約の効力発生の前に、条約の第十一部及びその関係附属書に定める国際的な制度と両立する方法に従つて国及び他の主体により行われる投資について規定を設けることを希望し、
深海底における活動に関し、エンタープライズが、前段に規定する国及び他の主体に遅れることのないようにするために必要な資金、技術及び専門知識が保証される必要を認識して、
次のとおり決定する。

一 この決議の適用上、

(a) 「先行投資者」とは次の者をいう。

(i) フランス、インド、日本及びソヴィエト社会主義共和国連邦、これらの国それぞれにつき一の国営企業、これらの国それぞれの国籍を有する一の自然人若しくは法人又はこれらの国若しくはその国民により有効に支配される一の自然人若しくは法人。ただし、当該国が条約に署名すること並びに当該国、国営企業、自然人又は法人が千九百八十三年一月一日までに少なくとも三千万米ドル（千九百八十二年固定米ドル価）に相当する額を先行活動に支出しており、かつ、三(a)に規定する区域の位置決定、調査及び評価にその十パーセント以上の額を支出していることを条件とする。

(ii) 自然人又は法人であるその構成者が次に掲げる一又は二以上の国の国籍を有しているか次に掲げる一又は二以上の国又はその国民により有効に支配されているかのいずれかである四の主体。

ベルギー、カナダ、ドイツ連邦共和国、イタリア、日本、オランダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合



その国民により有効に支配される自然人若しくは法人又はこれらの国、国営企業、自然人若しくは法人の集合体であつて、千九百八十五年一月一日までにこの(a)(i)に規定する

それらの目的のための額を支出しているもの。先行投資者の権利は、その利益継承者に譲渡することができる。

(b)

「先行活動」とは、多金属性の団塊の識別、発見並びに系統的な分析及び評価に関する並びに開発の技術的及び経済的可能性の決定に関連する事業、資金その他の資産の投資、調査、発見、研究、技術開発その他の活動をいう。先行活動には、次のもを含む。

(i) 多金属性の団塊の性質、形状、分布密度位置及び品位並びに開発前に考慮すべき環境の要因、技術的要因及び他の適当な要因についての決定及び記録保存を目的とする洋上における観測及び評価の活動。

(ii) 多金属性の団塊の開発に用いようとする装備の設計、製作及び試験を目的として多金属性の団塊を深海底から採取すること。

(iii) 「証明国」とは、先行投資者との関係において、条約の附属書III第四条による保証国の地位と同様の地位にある条約の署名国であつて、この(a)に規定する支出の額につき証明をするものをいう。

「多金属性の団塊」とは、深海底の資源の一つであつて、深海底の表面又はその直下にあるマンガン、ニッケル、コバルト及び銅を含む団塊の堆積物又は付加物から成るものである。

「先行区域」とは、この決議により委員会が先行投資者に対し先行活動のために割り当てる区域をいう。いずれの先行区域の面積も十五万平方キロメートルを超えないものとする。

先行投資者は、次の予定に従つて、先行区域の一部を深海底に返還するために放棄する。

(i) 割当ての日から三年目の年の末までに、割り当てられた区域の二十分の一。

(ii) 割当ての日から五年目の年の末までに、割り当てられた区域の二十パーセント。

(iii) 割当ての日から八年を経過した日又は生産許可の付与の日のいずれか早い日に、割り当てられた区域の更に二

十パーセント又は機構がその規則及び手続により決定する開発区域を超える部分。

「深海底」、「機構」、「深海底における活動」及び「資源」は、条約においてこれらの用語にそれぞれ付与される意味を有する。

二 いづれの条約署名国も、委員会が任務を開始した後直ちに、自然人若しくは法人に代わつて、先行投資者としての登録のための申請をすることができる。委員会は、当該申請が次の条件を満たしている場合には、当該申請に係る者を先行投資者として登録する。

(a) 署名国については、一(a)の規定に従つて行われた支出の額を証明する文書が添付されていること、及び他のすべての主体については、証明国が発給する支出の額に関する証明書が添付されていること。

(b) この決議の他の規定(五の規定を含む。)に合致していること。

(c) 申請は、二の採鉱操業を可能とする十分な広さであつて十分な商業的価値を有すると見込まれる区域(单一の連続する区域であることを要しない。)を対象とする。申請は、区域を確定し、また、当該区域を同等の商業的価値を有すると見込まれる二の部分に分割する座標を明示するものとし、区域の両部分に關し申請者に入手可能なすべての資料を含むものとする。当該資料は、とくに、地図作成、試料、多金属性の団塊の分布密度及び団塊中の金属の組成に関する情報を含む。委員会及びその職員は、当該資料の取扱いに關し、資料の秘密保持に關する条約及びその附属書中の関連規定に従つて行動する。

(d) 将来証明国となる国(すべての潜在的な請求者を含む。)は、(a)の規定により必要とされるところに従い、合理的な期間内に交渉によりその紛争を解決する。千九百八十三年三月一日までにこれらの紛争が解決されなかつた場合には、将来証明国となる国は、国際連合国際商取引法委員会仲裁規則に従い、千九百八十三年五月一日までに開始し、千九百八十四年十二月一日までに完了する拘束力のある仲裁にすべての紛争を付するよう取り計らう。関係国の中のうち仲裁に参加することを希望しない国がある場合には、当該国は、当該仲裁において、自國の国籍を有する法人を自己の代理人とするよう取り計らう。仲裁裁判所は、正当な理由があるときは、仲裁判断を行う。仲裁期限を三十日ずつ隨時延長することができる。

(e) 紛争に係る申請者のうちいずれの者に対しても各紛争区域の全部又は一部を割り当てるかを決定するに當たつては、仲裁裁判所は、紛争に係る各申請者につき次の事項を考慮して公正かつ平衡な解決を見出すものとする。

(f) 最終議定書の採択の日又は千九百八十三年一月一日のいずれか早い日までに将来証明国となる国に関連座標を寄託していること。

五 (a) い。

将来証明国となる署名国は、二の規定により委員会に対する申請を行う前に、申請に係る区域が相互に重複し又は申請に係る区域と既に先行区域として割り当てられた区域と重複することがないようにすることを確保する。関係国は、申請の重複に關する紛争を解決するための努力について及びその結果についての最新のかつ十分な情報を委員会に提供するものとする。

(b) 証明国は、条約の効力発生に先立つて、先行活動が条約と両立する方法で実施されることを確保する。

(c) 証明国は、条約の効力発生に先立つて、先行活動が条約と両立する方法で実施されることを確保する。

(d) 将来証明国となる国(すべての潜在的な請求者を含む。)は、(a)の規定により必要とされるところに従い、合理的な期間内に交渉によりその紛争を解決する。千九百八十三年三月一日までにこれらの紛争が解決されなかつた場合には、将来証明

国となる国は、国際連合国際商取引法委員会仲裁規則に従い、千九百八十三年五月一日までに開始し、千九百八十四年十二月一日までに完了する拘束力のある仲裁にすべての紛争を付するよう取り計らう。関係国の中のうち仲裁に参加することを希望しない国がある場合には、当該国は、当該仲裁において、自國の国籍を有する法人を自己の代理人とするよう取り計らう。仲裁裁判所は、正当な理由があるときは、仲裁判断を行

う期限を三十日ずつ随时延長することができる。

(e) 紛争に係る申請者のうちいずれの者に対しても各紛争区域の全部又は一部を割り当てるかを決定するに當たつては、仲裁裁判所は、紛争に係る各申請者につき次の事項を考慮して公正かつ平衡な解決を見出すものとする。

(f) 最終議定書の採択の日又は千九百八十三年一月一日のいずれか早い日までに将来証明国となる国に関連座標を寄託していること。

(g) 各紛争区域及びその紛争区域を含む申請区域に係る過去の活動の継続性及び規模。

(h) 関係のある各先行投資者、当該者に利益を譲渡した者又はこれらの者を構成する者が申請区域において海上における活動を開始した日。

(i) 各紛争区域及びその紛争区域を含む申請区域に係る過去の金銭的な経費を固定ドル価で評価したもの。

四 (a) い。

いづれの先行投資者も二以上の先行区域について登録するこ

とはできない。先行投資者が二以上の構成体から成る場合には、そのいづれの構成体も自己の権利として又は一(a)(iii)の規定に基づき先行投資者としての登録のための申請をすることはできない



六

(v) 活動が実施された期間及び活動の質。この決議により登録された先行投資者は、その登録の日から、自己に割り当てられた先行区域において先行活動を実施する排他的な権利を有する。

七

(a) 先行投資者としての登録のための申請をする者は、委員会に対し二十五万米ドルの手数料を支払う。先行投資者が機構に対し探査及び開発のための業務計画を申請する場合には、条約の附属書III第十三条2に規定する手数料は二十五万米ドルとする。

(b) 登録された先行投資者は、先行区域の割当ての日から起算して毎年百万米ドルの固定額を支払う。その支払いは、探査及び開発のための先行投資者の業務計画が承認されたときに、先行投資者から機構に対する支払いは、探査及び開発のための先行投資者の業務計画が承認されたときに、に基づいて締結される財務取決めは、この七の規定に従つて行われる支払いを考慮して調整される。

(c) 登録された先行投資者は、自己に割り当てられた先行区域につき、八の規定により自己の業務計画が承認されるまでの期間、委員会が決定する額の定期的な支出を行うことに合意する。この額は、先行区域の広さ及び合理的な期間内に当該区域で商業生産を開始することを意図する誠実な操業者が行うことが期待される支出と合理的な関連を有するものとする。

八(a) 登録された先行投資者は、条約が効力を発生し、かつ、十一年の規定によるこの決議を遵守している旨の委員会の証明があつた後六箇月以内に、条約に従い、探査及び開発のための業務計画につき機構に申請する。当該申請に係る業務計画は、条約の関連規定並びに機構の規則及び手続（操業要件、財政的要件及び技術の移転に係る約束に関する規定を含む。）に合致するものとし、これらにより規律される。このような場合に、機構は、当該申請を承認する。

(b) この(a)の規定により国以外の主体により業務計画の申請が提出される場合には、証明国は、条約の附属書III第四条の適用上保証国とみなされ、保証国としての義務を負う。

(c) 探査及び開発のための業務計画は、証明国が条約の締約国でない限り、承認されない。(a)(ii)に規定する主体について、これは、探査及び開発のための業務計画は、これらの主体を構成する自然人又は法人の属する国のすべてが条約の締約国でな

い限り、承認されない。これらの国のうち自國による申請又は自國により保証された申請が審査されている旨の通報を機構から受理した後六箇月以内に条約を批准しない国について

は、先行投資者としての地位又は場合により証明国としての地位は、消滅する。ただし、理事会が、出席しかつ投票する理事国の四分の三以上の多数の議決により、六箇月を超えない期間この期限を延期することを決定する場合は、この限りでない。

九

(a) 探査及び開発のための業務計画の承認を受けた先行投資者は、条約第百五十二条及び条約の附属書III第七条の規定により発給される生産認可においてエンタープライズ以外のすべての申請者との関係で優先権を有する。エンタープライズは、第一百五十二条に規定する生産認可を含む二の鉱区について生産認可を受ける権利を有する。すべての先行投資者がそれぞれの最初の鉱区のための生産認可を得た後は、条約の附属書III第七条6に定めるエンタープライズの優先権を適用する。

(b)

生産認可は、各先行投資者が五年以内に商業生産を開始する旨機構に対して通報した日から三十日以内に当該先行投資者に対して発給される。先行投資者は、やむを得ない理由のため五年の期間内に生産を開始することができない場合には、法律・技術委員会に対し、期限の延長を申請する。同委員会は、先行投資者が当初計画していた時期に存続可能な経済基盤にたつて生産を開始することができないと認める場合には、五年を超えない期間内で、かつ、更に延長をしないことを条件に、当該期間の延長を認める。この(b)の規定は、エンタープライズ又は五年以内に商業生産を開始することを機構に通報した他の先行投資者が、この(b)の規定により期限の延長を認められた場合には、直ちに当該申請者の当初の生産要求量が承認される、その完全な生産が許可される。その後の生産認可に係るすべての申請は、この(f)に規定する要件が満たされ、かつ、申請者がこの(f)に規定する生産の削減に従う必要がなくなつた後においてのみ承認される。

(c) 申請者は、この(b)の規定により、五年以内に商業生産を開始する場合には条約第百五十二条から7の生産上限を超えることとなる旨の機構の決定の通報を受けたときは、生産上限の範囲内で許容される次の生産認可の発給につき、他のいかなる申請者との関係においても優先権を有する。

(d) 二以上の先行投資者が同時に商業生産を開始するため生産

認可を申請した場合において、すべてのそのような商業生産を同時に開始することが条約第百五十二条から7の規定により認められないときは、機構は、関係先行投資者との旨を通報する。関係先行投資者は、当該通報から三箇月以内に、生産が認められるトン数の関係先行投資者間での配分を希望するかしないかを、また、配分を希望する場合にはその割合を決定する。

(e)

関係先行投資者は、(d)の規定により、生産の認められる量を関係先行投資者間において配分しない旨決定した場合には、生産認可のための優先順位につき合意するものとし、その後の生産認可に係るすべての申請は、この(e)の規定する生産認可が承認された後に認められる。

(f)

関係先行投資者がこの(d)の規定により生産の認められる量を関係先行投資者間において配分する旨決定した場合には、機構は、関係先行投資者の合意により削減された量についての生産認可を各関係先行投資者に発給する。生産上限が競合関係にある申請者のために十分な追加枠を許容することとなる場合には、直ちに当該申請者の当初の生産要求量が承認される、その完全な生産が許可される。その後の生産認可に係るすべての申請は、この(f)に規定する要件が満たされ、かつ、申請者がこの(f)に規定する生産の削減に従う必要がなくなつた後においてのみ承認される。

(g)

関係者が定められた期間内に合意に達しない場合には、この事項は、条約の附属書III第七条3及び5に定める基準に従い、5(c)に規定する手段によって直ちに決定される。

(h)

証明国としての地位が消滅した国の国籍を有しているか当該国によつて有效地に支配されているかのいずれかである主体、自然人又は法人が取得したいかなる権利も、先行投資者であるこれらの者が当該消滅の日から六箇月以内にこの(c)の規定によりその国籍及び保証関係を変更する場合を除くほか、失効する。

(i) 先行投資者は、その国籍及び保証関係の帰属する国を先行投資者としての登録の時における国から条約の締約国であつて一(a)の規定により先行投資者を有效地に支配している国に変更することができる。

この十の規定により行われる国籍及び保証関係の変更は六



及び八の規定により先行投資者に対し与えられるいかなる権利又は優先権にも影響を及ぼすものではない。

十一 委員会は、次のことを行う。

(a) 先行投資者に対し、この決議を遵守している旨の八に規定する証明書を発給すること。

(b) 海洋法会議の決議 I の十一に規定する最終報告において、この決議に従つて行われた先行投資者の登録及び先行区域の割当てのすべての詳細を記載すること。

十二 (a) エンタープライズが国及び他の主体に遅れることなく深海底における活動を行うことができることを確保するため、いざれの登録された先行投資者も、次のことを行う。

(i) 自己の申請に関連して、エンタープライズを通じての又は開発途上国と提携しての機構による深海底における活動の実施のために三の規定により留保された区域において、委員会の要請に基づき、探査を実施すること。この場合において、当該探査の費用及び年十パーセントの利息は払い戻される。

(ii) 委員会により指名された要員のためのすべての段階における訓練を行うこと。

(iii) 条約の効力発生の前に、条約に定める技術移転に関する業務を履行することを約束すること。

(b) (i) 条約が効力を発生したときに、条約に従い、エンタープライズが必要な資金を時宜を得て使用することができるようになること。

(ii) 証明国又はその主体、自然人若しくは法人により行われた活動について、委員会に定期的に報告すること。

十三 機構及びその機関は、この決議から生ずる権利及び義務並びにこの決議に基づいて行われる委員会の決定を承認しかつ尊重する。

十四 十三の規定を害することなく、この決議は、条約が効力を発生するまでの間効力を有する。

十五 この決議のいざれの規定も条約の附屬書 III 第六条 3(c) の規定を害するものではない。

解放運動に関する海洋法会議決議 IV

(略)

